

1. 議事日程（令和3年第1回北広島町議会定例会）

令和3年2月4日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

亀岡純一	森林資源を有効利用するには
大林正行	FTTH化（光超高速通信網の構築）で暮らしはどう変わるのか
中田節雄	高齢者の経済活動参加のシステムをどうするのか
湊俊文	行政の諸課題について
伊藤淳	更新する速度が追いつかない公共設備等

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 湊 俊文	2番 美濃 孝二	3番 真倉 和之
5番 敷本 弘美	6番 森脇 誠悟	8番 山形 しのぶ
9番 亀岡 純一	10番 梅尾 泰文	12番 服部 泰征
13番 伊藤 淳	14番 中田 節雄	15番 大林 正行
16番 濱田 芳晴		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野 博司	副町長 中原 健	教育長 池田 庄策
芸北支所長 清見 宣正	大朝支所長 竹下 秀樹	豊平支所長 細川 敏樹
危機管理課長 野上 正宏	総務課長 畑田 正法	財政政策課長 植田 優香
管財課長 高下 雅史	まちづくり推進課長 沼田 真路	税務課長 矢部 芳彦
町民課長 榎原 ナギサ	福祉課長 芥川 智成	保健課長 迫井 一深
農林課長 宮地 弥樹	商工観光課長 中川 克也	建設課長 川手 秀則
上下水道課長 砂田 寿紀	消防長 日田 靖成	学校教育課長 植田 伸二

生涯学習課長 西 村 豊 会計管理者 畑 田 朱 美

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するよう努めてください。皆様の御理解と御協力をお願いします。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（濱田芳晴） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。9番、亀岡議員の発言を許します。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。今なお世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っております。お亡くなりになられた方々には、心よりお悔やみ申し上げます。また、感染された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、医療関係者の皆様はじめこの問題に関わって働いてくださっている全ての皆様方に感謝を申し上げ、この感染症が一日も早く終息することを祈って一般質問に入らせていただきます。さきに通告しております森林資源を有効活用するにはということで、今回の質問は、平成30年12月の私の質問に関連したもので、言わばパート2ということになりますが、冒頭、古来より伝わるある教えに触れさせていただきます。宝山に入りて、手をむなしうして帰ることなかれ、宝山というのは宝の山ということです。宝山に入りて、手をむなしうして帰ることなかれ、これを頭の片隅に置きながら、質問を進めてまいります。初めに、山村振興法に関係した質問です。国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と、住民の福祉の向上等を図ることが必要として、昭和40年に制定された山村振興法に我が北広島町も振興山村の指定を受けていると思っておりますが、まず、これは間違いありませんでしょうか。

- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 山村振興法ですが、議員が述べられた目的のとおり、昭和40年に制定をされており、本町においては、旧町単位の計画であったものを平成30年度に北広島町としての現状を反映した計画となるよう変更をいたしております。区域は、昭和25年2月1日時点の旧市町村を単位として指定をされております。以上です。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 指定されているということでもあります。このことによって、町の振興に役立てるために受けている措置には、どのようなものがあるか、お尋ねします。
- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 地域資源の活用に向けた取組や地域の農林水産物等を加工、販売する取組等に対して、支援措置がありますが、現在のところ、活用事例はございません。また、税制優遇措置等の特例も措置をされておりますが、地域、対象業種、設備等に制限がございます。本町は、現在、町全体で過疎地域として指定を受けておりますので、有利な条件の過疎法に基づく税制特例を活用しております。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） この山村振興法では、予算措置であるとか、それから税制特例の措置であるとか、それから都道府県が市町村に代わって道路を整備する措置であるとか、これが国庫負担率のかさ上げ措置だとか、こういった内容があるようでありましてけれども、これを使うよりも有利な過疎法等を使っているということですね。分かりました。で、次の質問にいきますが、それでは、今の答弁からすると、これによって、町が具体的に何か恩恵を享受しているということはないということになりますでしょうか。重ねてお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） さきに述べましたように、過疎法に基づく税制特例が有利であり、山村振興法との併用ができないことになっておりますので、過疎法による税制特例等を受けております。これにより、所得税・法人税における買換え特例及び特別償却が措置されているため、製造業等の設備投資を促進し、産業の振興、過疎地域の雇用促進・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大の効果があると考えております。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） そのような効果があるということでもあります。それでは、次に森林整備5か年計画についての質問です。町有林資源の現状や管理、施業方針に即して、5年ごとの森林整備計画を作成することとなっております。今年度は、その第1次計画の4年目、この4月からの令和3年度が最終年度ということになります。現状をどのように評価していますか。
- 議長（濱田芳晴） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 森林整備5か年計画についての質問につきまして、農林課からお答えします。最初の質問の第1次計画の5年目に当たりまして、現状をどう評価するかの質問でございますけれども、町有林の100年先の森づくりを見据えた長期的な計画としまして、町有林の管理・活用計画を平成29年1月に策定したところでございます。これに併せまして、第1期であります平成29年から令和3年の森林整備5か年計画を第1期としまして策定したところでございます。主伐、搬出間伐、保育間伐の3つの施業項目によるものでございまして、全体計画量を178ヘクタールとしております。令和3年度の計画を見込んだ事業量は166ヘク

タールを見込んでいる状況でございます。率としまして、94%の実施率となる見込みでございます。事業地を精査しながらの実施で、事業箇所の変更等もありましたけれども、おおむね計画どおりの事業執行となると考えております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 前回、この同じことを進捗状況をお伺いしたときに、いただいた答弁が、計画の約67%の進捗であると、少し遅れておりますがということでありましたけれども、ただいまの答弁では94%と、かなり進んでいるというふうに受け止めました。それで、次の第2次5か年計画ということになってきますけれども、現時点でどのように考えておられますでしょうか。また、それは先ほどの山村振興法に関わることはやはりないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 第2次の5か年計画につきましては、令和3年度に計画をつくる予定としておりますけれども、素材、生産に主軸をおきまして、搬出間伐を中心に施業の計画を策定していくように考えているところでございます。伐採適期を迎えます50年生超えの森林におきましては、将来を見据えた間伐の実施、また、主伐跡地におきましては、再造林を計画していくよう考えております。なお、これらの施業につきましては、山村振興法に直接的には関係しておりませんが、法の考え方の山村の有する国土の保全等に該当するものと認識しております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 分かりました。ちょっと聞きにくかったところをお尋ねしますけれども、伐採適期が40年生超えを伐採適期と言われたのでしょうか。50年生超えと言われたのでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 伐採適期を迎えます50年生超えの森林でございます。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 次に、歴史的な観点から踏まえた森林資源の活用について質問します。千代田町史には、本町合併前の千代田町時代、昭和59年に作成された過疎地域振興計画書抄録というものが資料として掲載されています。その中の七、産業の振興（一）現況と問題点の中で、以下の内容が書かれています。林業をめぐる近年の経済的・社会的情勢は非常に厳しい状況下であり、資金不足、人手不足などの理由から、十分な保育作業も行われないうような状態であり、その結果、良質な木材が生産できないだけでなく、風雪害や病中害等による深刻な被害が発生し、社会的な問題にもなっている。このまま放置していたのでは、付加価値の高い森林づくりはできない。こうした状況から早急に脱却するための対策が必要である。こう書かれています。ここで少し歴史を振り返ってみます。現在の北広島町は、明治22年のいわゆる明治の大合併で14か村となり、昭和30年前後のいわゆる昭和の大合併で、芸北、大朝、千代田、豊平の4つの町ができました。先ほどの引用は、それから約30年過ぎた頃の計画書に書かれていた現況と問題点ということになるわけです。それから約20年を経て4町が合併して、現在の北広島町が誕生したということになります。流れはこういう流れです。そこで質問ですが、合併前のその頃の約20年間、旧4町全体を通して、森林を基盤とする林業経営について、行政はどのような対策を取ってきたのかということが気になります。先ほど引用した中に、早急な対策が必要であるというふうに書かれてあったということを受けてなんですけれども、これについて、北広島町としてはどのような見解を持っていますか、お尋ねします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 中山間地域の町村におきましては、高度経済成長期の経済発展は、林業経営にも大きく依存していたものであり、旧町において取組み方に差はありますけれども、森林の持つ国土の保全や水源涵養、環境保全などの機能を高めるため、植林などの森林の整備を図ってきたところでございます。これらの森林整備につきましては、北広島町に引き継ぎ、芸北財産区での管理や町直営林、経営の分収造林、観光分収造林など、町財産としまして積極的な運用と管理を行い、森林の持つ国土保全、水源涵養等の維持に現在努めているところでございます。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 旧町からの引継ぎをもって、現在やっていると。その旧町はそれぞれに、それぞれの地域性ということもあろう、いろいろな対策というか、いろいろな施策を取ってきたのだというふうに思いますけども、これを引き継ぎながら、現在の先ほど農林課長の答弁にあった、100年先の森づくりを目指して、現在北広島町が取り組んでいるということですね。先ほどは千代田町史でしたけども、今度は芸北町史を紐解いてみたいと思います。旧芸北町においては、ほかに収入源を持たないため、広大な町有林を最大限に活用することを活路として、昭和31年の新町発足直後から、町有林整備計画を策定して、積極的な取組を展開しました。造林立木を売却して得られた収入が町の大型プロジェクト事業の財源に充てられ、町有林が町を動かす大きな原動力となって、町財政に大きく貢献したとあります。また、昭和39年に制定された林業基本法によって、木材生産に重点を置き、広葉樹林から針葉樹林への転換を図るため、町の主要施策として、町有林と民有林の両面で営々と植林を進めてきた経緯があります。昭和40年度の予算執行に当たり、時の町長は、所信を次のように表明しています。我々は、子孫のため、本町将来のため、先祖先達の意味を継承し、町有林整備には極力計画的施策を推進していかねばならないと。この考えのもとに、その後、公有林の植林70%を目指して事業が進められ、平成16年度末には町有林4078ヘクタールのうち、2512ヘクタール、61.6%の高い割合で人工林となったと。また、民有林の整備事業においても、時の芸北町長は、昭和41年度予算執行に当たり、町民に対して、次のように呼びかけています。民有林整備に当たり出資を増額し、さらに技術の援助等も継続して投入し、芸北町森林組合の育成、発展に力を注いでいくことにしている。造林は還元の遠い事業であるが、先祖への報恩と子々孫々への将来を考えて、着実に取り組んでいただきたいと。こういうふうに述べたと。そして昭和45年度に第1次、昭和53年度に第2次の林業構造改善事業の地域指定を受けて事業を実施し、昭和54年度には森林総合整備事業が創設され、その後も継続した事業展開がなされてきました。しかし、平成13年には、林業基本法が森林林業基本法に改正され、林業政策は大転換したわけです。国においては社会資本の一環としての森林の公益的機能の確保が重要な課題となり、これまで進めてきた一斉造林から育成複層林による非開伐施業やレクリエーション利用に供する森林の育成等、多様な森林整備の推進を骨格とする造林施策が展開されるようになりました。こうした町内の林業に関わる歴史は、現在の町政にどのように引き継がれていると考えられますか。お尋ねします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林基本法の改正は、木材生産から森林の多面的機能の発揮に基本理念が転換し、木材生産に特化した造林の拡大から、森林整備や環境保全へと目的も大きく様

変わりしたところでございます。これによりまして、搬出間伐の施業が本格的に推進されるようになりまして、搬出のための高性能林業機械の導入でありますとか、林内路網整備の普及が急速に進み、林業経営の形態が大きく転換した時期でもあります。旧町での公有林整備につきましては、旧芸北町では、昭和62年頃まで植林を拡大してきた経緯があり、継続的な施業によりまして、多くの針葉樹財産を引き継ぐことができた状況でございます。先ほど答弁しました整備5か年計画の事業が実施できるのも、こうした森林整備の継続をもって財産を守り続けました旧町の森林整備等の実施によるものと再認識しているところでございます。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） このような過去の財産を受け継いで、今やっけていっているということだというふうに解釈します。今の答弁の中にあつた搬出間伐が行われるようになったということについて、ちょっと細かいことになりましたけども、これは以前は、この間伐については搬出されなかつたというふうに、そういうことでしょうか。ちょっとこの辺は素人なものですから、お尋ねするんですが。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 間伐につきましては、森林の混み具合に応じまして、一部の木を伐採しまして、残った木を成長させる事業でございますけども、一般的には植林後35年頃までに行うものを保育間伐といい、これにつきましては、山のほうで切り捨てておるというふうなのが主な状況でございますけども、35年以降の間伐につきましては、搬出間伐といいまして、その材を販売しているというふうな状況でございます。そういったところで、木の大きさによりまして間伐の状況によりまして保育間伐、搬出間伐を施業しておる状況でございます。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今そういうようなことであるという説明をいただきましたが、もうちょっとそのことでお尋ねしてみたいと思いますけども、なので、以前、山の木がどんどんお金になる時代には、しっかりと大きく育てるために、小さいうちに間伐をして、35年以上たつて搬出間伐するようなことはなかつたのに対して、最近では、それが行われてない状態であり、災害につながらないようにするためにも搬出間伐が必要であると、そういうふうにご考慮よろしいでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 搬出間伐につきましては35年以上経過しているというところで、現在、材として販売しております。その材をもって林業経営、あるいは、そういったところの一定の収入のために搬出間伐というところで行っております。またそういった取組に対する機械のほうも、国の事業を活用しながら、林業経営体の支援をしているところでございます。そういったところで、搬出間伐につきましても保育と併せまして、今現在取り組んでいる状況でございます。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今の質問については、ちょっと私のまだ勉強不足なところがあつて聞かせていただきました。もう少ししっかり勉強していきたいと思いますが、そういうような状況であるということですので。大きな最後の質問になりますけども、森林資源を有効利用するための今後の展望について質問していきます。林野庁の令和元年度森林林業白書には、林業と山村（中山間地域）の章に、次のように書かれてあります。山村の現状として、山村は、住民が林業を営

む場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を持っている。林業は雇用の確保等を通じて山村の振興に貢献しており、山村の活性化のためにも林業の成長産業化が必要である。それから山村振興法に基づく振興山村は、国土面積の約5割、林野面積の約6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行している。過疎地域等では、空き家の増加や耕作放棄地の増大等の問題が発生し、一方、山村の豊富な森林、水資源、景観、文化等に対しては都市住民や外国人旅行者から多くの関心が寄せられている。このあたり、皆さんもよくご存じのことと思います。それから、(2)として、山村の活性化として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生の基本目標達成のための施策の一つとして、林業の成長産業化が位置づけられ、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要である。それから里山林の保全管理を進めるためには、地域住民等が森林資源を活用しながら、持続的に里山林と関わる仕組みが必要である。地域住民等による里山林の保全管理や森林資源利用等の取組を支援する。こういった内容が取り上げられています。このような国の考えや取組を踏まえ、今後、町として我が町の豊富な森林資源をいかにして最大限に活用、また有効に利用していこうと考えておられるのか、短期、あるいは中期的展望と長期的展望についてお考えをお伺いしたいと思いますが、まずは、その短、あるいは中長期的展望についてお伺いします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後の取組についてでございますけども、森林環境譲与税を活用した針葉樹の計画や、施業管理でありますとか、平成31年4月より施行されました森林経営管理法によります森林所有者への施業管理への働きかけを行うとともに、施業が困難な場合は、町が率先しまして、施業管理を行う仕組みづくり、また、県民税によります天然林の整備や林地残材のバイオマス燃料等への有効活用や環境整備によります有害鳥獣対策等を図ってまいりたいと考えております。中期的な展望につきましては、森林の施業管理に関する意向調査、それから森林の現況調査等を継続的に実施しまして、実態を把握し、調査の結果により施業の計画を策定しまして、森林所有者へ提示してまいりたいと考えております。また、木質バイオマス利用の拡充としまして、せど山再生事業の取組み強化と普及拡大についても図ってまいりたいと考えております。長期的な展望としましては、町によります森林施業管理の受託体制の整備、併せまして、林業の新たな担い手の育成の確保を図りまして、町内の森林保全を図るとともに、豊富な森林資源を活用しました地域の活性化にも取り組んでいきたいと考えております。また、現在芸北地域において様々な体験活動されております地域おこし協力隊の委員さんの意見等も伺いながら、併せまして連携等につきましても検討しながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 様々に考えておられるということが分かりました。今の答弁の中に出てきた森林環境譲与税については、これは平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されて、それによって国からの支援を受けながら、事業が行われるという内容について話をされたんだと思いますけども、今出てきたようなバイオマスの関係で、せど山のまきボイラーとか、その辺の話もあると思いますが、もう一つの利用も、その他の利用として、バイオマスガス化発電とかいう、発電につなげる利用の仕方についても最近話がいろいろあるかと思うんですけども、この辺についての考えは何かございますか。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 木質バイオマス発電についての質問でございますけども、木質バイオマスの利用の一つとしまして、木質バイオマスを燃料とします木質バイオマスの発電を導入されております地域も全国的にはある状況でございます。一番の課題は安定供給することができるかが一番の課題の状況でございます。本町におきまして森林面積は約6万4600ヘクタールある状況でございますけども、その中で実際にそういった木質バイオマスの燃料として使える量、あるいは先ほど言いました未利用間伐等の年間事業量等につきましては、まだ現在、算出もしていない状況でございます。そういう状況でございますので、現段階で、その取組について可能かというところにつきましては難しい状況だというふうに考えております。今後、そういった未利用間伐材を含めました木質バイオマスの利用計画等も策定していきたいというふうに思っております。その中で算出量でありますとか年間の流出量、そういったとこ、それから、そのほかの取組も含めまして安定供給、その他どういった取組ができるか等につきまして、そういった計画の中で研究していければというふうに思っております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） この発電に関するバイオマスの利用については、いろいろな観点からしっかりと調査研究していく必要があるかと思えます。今の答弁はそういうことだろうと、特に最も懸念されるのが安定供給できるかと、そういったところの試算から必要になってくるということだろうと思えます。これは前向きに取り組んで、将来利用できる方向に、いかにすればできるかということから、そういう立場で進めていただければというふうに思えます。最初の質問に戻りますけども、もう一つ、長期的展望についての町のお考えについて、お願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 長期的には、森林整備につきましては、国のほうも、先ほど言いました森林環境譲与税、県のほうにつきましても森づくり税といったようなものがありますので、そういったものを有効活用しながら取り組んでいければと思っております。森林環境税につきましては、使途が法律で定めております。間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、そういった森林整備に、あるいは森林を活用した事業に使うということがありますので、また、これにつきましても令和6年度に向けて年々増加していく状況でございますので、そういったことを踏まえて、この森林環境譲与税併せてほかの事業も含めまして、全体の森林整備についての計画等も今後、町有林については作成しておりますけども、そのほかのものにつきましても、こういった譲与税の活用等を含めまして、計画づくりする中で長期的な考え方も整理していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 分かりました。今の話の中にあつた令和6年度に向けて増加していくというのは、譲与税の額が増えていくということによろしいですか。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和6年度に向けて年々増加していく予定になっております。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） それを使って様々な事業が展開していくことが可能になってくるということだと思います。この辺のところをしっかりと踏まえて取り組んでいく必要があるというふうに思います。さて、冒頭の「宝山に入りて、手をむなうして帰ることなかれ」これをもう一度

思い出していただきたいと思いますが、我が町の宝の山が持ち腐れにならないように、将来にわたって、本物の宝になるように活かしていくべきであるというふうに考えます。この辺のところを町長の所見がありましたら、お願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 本町646平方キロメートル、非常に広い土地があるわけでありますが、その8割以上が森林であるということで、この森林資源を有効に活用できれば、本当に地域としても経済的にも大きく恵まれてくると思っております。また国土保全、環境保全など多面的機能の重要な役割を果たしていく大切なものであると考えております。先ほど担当のほうから申し上げましたが、町有林もかなりの面積あります。分収造林以外でも3000ヘクタールぐらいはあるというふうに認識しておりますけども、それらを有効に活用していこうということで、100年計画といいますか、そういった考え方の整理もして、それに基づいて5か年の計画を立てて、計画的に進んでいこうということで進めておるところであります。先ほど来ありましたように、森林環境税、たちまちは譲与税ということで、前倒しで取組がされておるわけですが、この森林環境税も市町村が長年国に要望してきたものでありまして、これがやっと実現をしたということでもあります。まだまだ課題もあるわけでありまして、これを有効に活用して、そうした森林を保全していく、有効活用していくことをしっかりとしていかなければならないというふうに思っております。また広島県も森づくり事業というような形でやっております。今の森林環境税ができれば、先ほどありましたように、令和6年からになるんだと思いますけれども、森林環境税に移行していく。広く国民の皆さんに負担をしていただいて森林を保全していこうという趣旨であります。これが現在のコロナ禍とか、いろんな状況の中で、計画どおりいくかどうかというのはちょっと疑問ではありますけども、そういった計画で今進んでおるということで、町もそれらを有効活用させていただいて、森林保全、活用に向けて進んでいきたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 構成としては、宝の山をしっかりと活用していくということであろうというふうに思います。今回の質問については、私の質問はここまでにしておきたいと思っております。この続きについては、また次の機会に質問させていただけるように私自身も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上で終わります。

○議長（濱田芳晴） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業などを行うため、暫時休憩します。55分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 42分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。次に、15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。今回は、F T T H化（光超高速通信網）の構築で、暮らしはどう変わるのかについて質問いたします。近年コロナ禍などにより、在宅でのテレワークやオンライン会議、オンライン授業などの必要性が高まっておりますけれども、現在のきたひろネットでは、これらの要望に十分対応できておりません。そこで、このような要望に応えるため、光超高速通信網の構築事業が総事業費21億円、うち町負担13億円で民設民営により本年度から進められております。この事業は、現在の同軸ケーブルを主体としたきたひろネットを光ファイバーケーブルに交換し、各家庭まで引き込むものであり、今後の本町の高速通信を担う通信施設の構築であります。これによって大都市と遜色のない各種サービスの提供が可能となり、本町の暮らしを大きく変える可能性を秘めた事業であると考え、次の質問をいたします。まず、通信設備は、電気・水道と同じようにライフラインの一つであり、未来永劫設備の維持及びサービスを提供できる保証が必要と考えますが、民間事業者はこの保証をどのように担保できるのかお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本事業の将来に向けての担保でございますけれども、この事業におきましては、民設民営であるということですので、明確にこれを担保するということは難しいとは考えておりますけれども、この事業のプロポーザルにおきまして、光ブロードバンドサービスの提供を開始した後、事業者の都合により、当該サービスを停止しないことという条件で公募を行っております。こういうところで事業者決定を行っているというところで判断をしております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） プロポーザルで、事業者の方も勝手に事業を中止というのはしないということであります。私も一般的には、経営的に魅力がなくなれば、民間企業というのは撤退するということが心配ありました。そこら辺の担保はできるということでもありますけれども、もう一つ、大規模災害というのがございます。これによって設備が大打撃受けたときに早急に復旧させる必要がございます。先般説明がありました北広島町の国土強靱化地域計画の中には、大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保するというふうにありますけれども、具体的には、非常用電源の確保以外、対応がほかには明記されておりません。私に関係してありましたある通信会社でございますけれども、これは過去、台風19号、それとか阪神・淡路大震災ありましたけれども、こういったことで広範囲に設備の被害を受けたときには、全国から応援隊が駆けつけまして復旧工事を行いました。そういったことがサービス提供するには設備がなければいけないということで、今度の運営会社でございます、ちゅピCOMにそのような対応が、迅速な対応ができるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 大規模災害時にどう対応していくのかということでございますけれども、具体には、こういうふうな対応していくというふうなことは、まだ現在詰めている状況ではございません。議員ご指摘の大規模災害というふうなことになりますと、いろんな情報発信について検討していく必要があるということで、今回のF T T H化につきましては有線であるということもありますので、無線機能のほうが有効的に発揮できるんじゃないかというふうなこともございます。現在、情報発信のアプリもこれからサービス開始していくというふうなことでありますので、無線網というところもしっかり活用しながら対応していくというふうなことに

なろうかと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 確かに災害のときには有線・無線の両方の互換的にやっていくというのが大事だと思いますけれども、こういった本町、広島市とかの大都市でありましたら、事業者がたくさんあります。その中で使える事業者を選択することができる。しかしながら、本町のような中山間地域では、例えば、ちゅピCOMが駄目になれば、ほかに選択する事業者はありません。そういったことで、そこらの担保をしておかないと、大都市とは違って、災害によって途絶える、孤立化すると。そういったことが起こらないような対応をぜひ事業者のほうともご検討いただきたいというふうに思います。次でございますけれども、町が所有しておりますきたひろネットの電柱でございますけれども、これは事業者に譲渡されるのか、それとも貸付けをされるのか、もし譲渡するのであれば、固定資産税というのは入ってくるのか。それから電柱立てるときに、私有地にも立ってありますので、その電柱敷地料、多分今、役場では払っていないんじゃないかと思っておりますけれども、民設になった場合に電柱敷地料の支払いはされるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 資産の譲渡につきましてですけれども、電柱ということでご質問ありましたけれども、現在のきたひろネットの施設、設備については、将来的には譲渡を前提として、今調整をしているところでございます。譲渡した場合、施設、設備に係る維持管理費、占用料、敷地料、固定資産税などについては、民間事業者の負担となると思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 民間事業者のほうで支払うということでございました。それで次でございますけれども、譲渡するということですのでけれども、これはあつてはならんことでもありますけれども、仮に今の事業者が事業経営ができなくなったときに電柱などの資産は、町に帰属するのということ、まずお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 事業経営ができなくなった場合ということでございますが、こういうことを想定して今考えているところはございません。仮に何らかの形で事業経営ができなくなった場合、ある程度の条件付がない限りは、譲渡した資産は事業者都合による処分ということになろうかと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） そういったことを想定してないということでもありますけれども、サービスの中断を防ぐためには、それが民間事業者のものにあれば、町は何も手が出せなくなるということで、21億円の投資の中で、62%に当たる13億を町が負担しておりますので、少なくともその部分については町に帰属するというような、それとか残った施設は先行した買戻し特約、そういったものをしておけば、また次の事業者を、設備をそのまま使って次の事業を始められると、そういったことまで、想定外のことだろうとおっしゃるかも分かりませんが、何が起こるか分からないというのが今の世の中でございますので、ぜひそこまで突っ込んだお話しをしていただけたらというふうに思います。それから次でございますが、町内は、今、民設民営でやっていくわけですけれども、町内までちゅピCOMさんは広島市に多分センター持ってらっしゃる、サブセンターもあるということで、そこからの回線は自前の回線なのか、

あるいは他の通信事業者の回線をお借りされてサービス提供されるのか。そこはいかがでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） ちゅピCOMでございますけども、ちゅピCOMは隣接する広島市安佐北区内でもサービス提供を行っております。そのことから、町内までの回線は、その延長として、その民間事業者が整備するということになります。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） その回線がちゅピCOMが所有している回線なのか、運営会社というのは、よく他人といいますか、ほかの通信会社の回線を借りてというのが多いんですけども、自前の回線かどうかということ、ちょっと確認させてください。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 自前の回線ということでお聞きをしております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 次でございますけれども、インターネットの速度を保証する手だてというのをどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。今回、資料見ますと、1ギガ、500メガ、120メガという速度の提供するというふうにありますけれども、町内は光ファイバーケーブルで高速化しても、その上位の回線が今のセンター、あるいは、そのセンターから先、その回線の容量が確保されておられませんと、町内の体系いくら増やしても、サービス水準、速度の確保が難しいというふうに思いますけれども、そこらの見解お伺いしたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 通信速度につきましては、最大おおむね1ギガ以上確保するというふうに定めておりますので、このサービス水準が確保できないような状況になれば、民間事業者が上位回線を増強するというふうになるかと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 1ギガ以上の速度は確保するという約束はあるということですけど、それなら非常に安心なんですけれども、大体インターネットのサービスというのは、ベストエフォートということで努力しますよと。場合によっては、混み合うときには速度落ちますけれども、それは許してくださいというのが契約の各社とも。今おっしゃったのが、本当に約束できるのかなと。今までそういった会社は私は見たことがないんで、努力義務というのじゃないかと思っておりますけれども、それが確保できれば大変ありがたいというふうに思います。次でございますけれども、FTTH化のための設備構築からサービスを提供されるまでの具体的なスケジュールについてお伺いしたいと思います。また、今までの説明では、設備が整った地域からサービスを開始するというところでございますけれども、どの地域からサービスを開始して、全町全ての地域でサービス開始できるのはいつ頃になるのか、現時点で分かっていたら、お願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 光ケーブル伝送路の整備工事につきましては、令和3年度中に工事を終了するというふうな計画でおります。その後、各家庭への引込みや宅内工事を行い、順次新サービスへの提供開始となります。引込工事の順序につきましては、現在調整を進めているとこ

ろであります。サービスの開始時期につきましては、令和3年4月以降、各地域で説明会や新サービス申込み案内を順次進めていく中で提示をしていきたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） どこから開始するかというのは、まだ決まってないということのようでございます。今ありましたけれども、4月から住民説明会を順次行っていくということでございますけれども、そのやり方、どのようにされるのか。今ちょっとコロナでなかなか集まっていたのは難しいと思いますけれども、できれば小さい地域単位にやっていただかないと、今までのきたひろネットのサービスと、ちゅピCOMのサービスは相当中身が変わってくるというふうに思いますので、そこらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） この説明会につきましては、できるだけ小さい単位で行っていききたいというふうな思いを持っております。小学校区単位で行うのか、もっと小さな行政区単位で行うのかというのはあるんですけども、状況に応じてそこら辺は進めてまいりたいと思いますし、サービス内容がかなり複雑といいますか、分かりにくい部分もありますので、ここは個別対応、個別訪問も含めて事業者と行政と一体となって進めてまいりたいと思います。確かにコロナの関係でございますので、そのやり方については、また工夫が必要になってくるかと思っておりますけれども、最終的には個別対応まで進めて、説明をしていきたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） やはり、よくわかる、わかりやすい説明資料が必要だと思います。それで、多分親会社がちゅピCOMなんで、事業者のほうで作られるんじゃないかと思っておりますけれども、できれば、町のほうも中身をよく見られてやっていただいたらと。どうしても民間事業者は自分たちに都合のいい表現をする傾向にあります。今回我々がもらった資料を見ても、そういう傾向がうかがえましたので、ぜひそこには町としても入り込んで、町民の方にとって分かりやすいものにしていただきたいと思っております。次でございますけれども、ちゅピCOMは、広島市、廿日市市、大竹市、尾道市、府中町、海田町の一部で現在サービスを提供しております。このサービスのメニューでありますとか、その料金がホームページに掲載されておりましたので、本町でもこれと同じメニュー、同じ料金になるのかどうかお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） サービスメニューの内容でございますけれども、ちゅピCOMが事業展開している地域は、先ほど議員が申されたとおりですけども、その中の尾道市につきましては別会社となりますので、少し違った扱いとなっておりますけれども、その他の市町につきましては、基本的にはサービスメニュー、あるいは料金体系につきましては同一ということになります。ただし音声告知放送につきましては、本町独自のサービスということになりますので、これに関するサービス提供及び料金設定につきましては、本町独自のものとなります。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 基本的には同じということで、確かに尾道は関連会社だと思いますけれども、ちゅピCOM尾道というのがやっておられるので、多少違うということではございました。ホームページに載っておる料金が前提となるということではございますので、きたひろネットとちゅピCOMの料金を私なりに、標準的なパターンだと思ひまして比較してみました。これからちょっと申し上げますけれども、それで正しいのかどうかお伺いいたします。まず、きたひ

ろネットの料金でございますが、基本サービス2095円、税込みで言います。その中にはIP電話、音声お知らせ、専用チャンネル11チャンネルございます。それから地デジが使えます。それに加えて多チャンネル19チャンネルの場合は838円、それからインターネット、最高速度の120メガで6286円、合計9219円になります。ちゅピCOMとは全く同じようには比べられませんけれども、IP電話サービスがあります。これは1463円、音声お知らせとか専用チャンネルはありません。多チャンネルというのがあります。20チャンネルで2200円、インターネットの120メガが4950円、合わせますと8613円、同じサービスでないんですけれども、若干ちゅピCOMが安いというように思いますけれども、これで正しいのでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今、お示しになりましたパターンにつきましての試算は、そのとおりになろうかと思えます。しかしながら、今上げられたサービスにつきましては、一つはセットというふうな捉え方になりますので、これからセット割引というものをちゅピCOMは考えているということでもあります。それを試算しますと、今話にありました8613円から2000円程度安くなろうかと思えます。それともう一つ加えれば、本町独自の音声告知等がございますので、それについては330円程度の料金を想定しておりますので、ちゅピCOMにつきましては今の額にプラス330円が加算されるというふうな計算になろうかと思えます。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 次の質問の先取りがありましたけれども、音声告知が330円で、別ということでもありますけれども、それは分かりました。今11チャンネルありますね。この議会も今、それで放送されておりますけれども、これはちゅピCOMさんも独自チャンネル持ってらっしゃって提供されておりますけれども、その関係ですね。北広島町の今の11チャンネルはどのような位置づけになるのか。新たに加えるというのか、今と同じようなサービスなのか、それともちゅピCOMの専用チャンネルの中に入り込んでいくのか、そこらを少し詳しくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 現在11チャンネルの本町の放送でございますけれども、制作につきましては、本町がまた関わっていくというふうなことになりますけれども、放送につきましてはちゅピCOMが流す放送の中に入れ込んで、一体として配信するということになろうかと思えます。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） ちょっとイメージが湧きにくいんですけれども、例えば今日放送してありますけれども、これはちゅピCOMの専用チャンネルを見たとき、その中から、どのようにしてこのチャンネル、今ある11チャンネルを同じように見ようと思うと、チャンネルの扱いはどのようになるのでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） ちゅピCOMが流す専用チャンネル、ちゅピCOMのチャンネルがあるかと思えますけれども、そこに本町の今ある11チャンネル部分、独自制作ものを入れ込んで番組を制作するということでもありますけれども、ここの議会中継でありますとか、そういうふうなものについて、どういうふうに入れ込んでいくかということにつきましては、少し調整をして、こういう形でいくんだというふうなものはまたお示しをしたいと思いますけれども、

専用チャンネルの中で流していくというふうなことになるかと思えます。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） これからということでございますけれども、今朝の中国新聞のテレビ・ラジオ欄を見ますと、こういうふうなちゅピCOMの番組が書いたのがあります。この中では、ちょっと入り込めないんじゃないかと。北広島町議会中継というのをここに入れても、じゃあ見る人は町内の人ほとんどということで、多分そうじゃないんだと思いますので、その辺はまた詳しく決まりましたら、特に町民の方もその辺気になってると思いますので、テレビでどうすれば見れるのか。そこらも丁寧な説明をお願いしたいと思います。次は、現在町内の、IP電話の話でございますけれども、電話同士での通話は無料でございますけれども、ちゅピCOMのIP電話、これは2種類あると思いますけれども、これを利用した場合、料金どのようになるのか。お伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） IP電話でございますが、今お話にありましたように、2社ございます。この2社から希望されるサービスを選択していただくこととなりますけれども、同じ社であれば、加入者間の通話は無料というふうなことになります。また、この新IPサービスでは、現在のIP電話では対応できなかった3桁特番、110番ありますとか119番、あるいはファクス送信が利用できるということもございます。現在のNTT電話とほぼ同じ利用ができますので、現在のIPよりもサービスの度合いは高まるというふうに思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） IP電話は同じ電話会社のものであれば無料だけど、会社が違えば有料になると、通話料がかかるということで、この辺もちょっと今までのIPとは変わってくるというふうに思います。現在町内では、IP電話の電話帳というのが商工会の協力などによって発行されておりますけれども、今後はどのようになるかお伺いいたします。電話帳。新しい番号をつくるのかということです。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 現在のIPが掲載されている電話帳でありますけれども、これをどうするかというのが大きな課題として今捉えて調整中でございます。サービスも順次入ってまいりますので、そこら辺が混在するようなところもありますので、そのタイミングも見据えながら、どういうふうな電話帳にしていくのかというのは、今調整している段階でございます。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 今、電話帳の中に載ってますけれども、NTTのほうも、今50音別の電話帳というのがありますけれども、これは今年の10月からは発行しないということになります。そうすると電話番号、もし発行すればIP電話も載ります。NTTの電話でなくても、固定電話には載りますけれども、これ全てがもう廃止されて発行されないということになりますので、今から個人情報等ありまして、あまり番号を公表したくないという人もあると思いますけれども、やっぱり困られるんで、何か方法を考えて、もし発行されないんなら、私が思うには、今ある電話帳を大事にとっておかれたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。それから次でございますけれども、NTTの固定電話サービスを契約している方がちゅピCOMのIP電話サービスに加入しますと、番号ポータビリティによって、今までの電話番号をそのまま使うことができる、多分下4桁だけだと思いますけれども、その手続と手数料は幾

らかかるのか伺います。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 新たな I P に移行する場合の手数料につきましては、先ほど申し上げましたように 2 社 I P を扱う会社があると申し上げましたが、その 2 社間で若干異なる場合がございます。この扱いにつきましては、また先ほど申し上げました 4 月以降の説明会で詳しくお話をしたいと思っております。この扱いをどうするかということも最終調整してご説明申し上げます。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15 番（大林正行） 4 月以降発行する説明資料の中ということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、やはりそういったことが非常に住民の方は関心があると思っておりますので、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。次でございますけれども、テレビのほうです。8 K、4 K のテレビ放送でございますが、これに対応したテレビを買っても、この 8 K、4 K の放送が受信できるのかどうかお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まず 4 K 放送ですけれども、4 K 放送につきましては、オプションサービスをご契約いただければ視聴可能となります。8 K につきましては、現在のところ受信サービスはないということでございます。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15 番（大林正行） 8 K のサービスはないということと、4 K はオプションサービスにということでありますけれども、これはオプションというのはチューナーを買えばということでしょうか。もしそうであれば、チューナーというのは大体どれぐらい出せば、メーカーによって違うんだと思いますが、どのぐらい出せば購入できるのかお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 4 K の受信につきましては、各テレビごと、STB を設置して、チューナー的なものだと思いますけれども、それを設置して視聴可能ということになりますので、これが大体月額 1000 円程度というふうに聞いております。これを設置することで 4 K の視聴が可能であるということでもあります。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15 番（大林正行） 次にインターネットサービスでございますけれども、1 ギガ、500 メガ、120 メガというふうにありますけれども、それ以下の速度のサービス、これを提供される予定があるのかどうか。といいますのも、高齢者の方は、先ほど出ましたテレワークとかそういったことは余りないんで、低速度でいいから、少しでも料金安いほうがいいと、そういう方もいらっしゃるんじゃないかと思ひまして、お伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今回の事業の主たる目的が現在の社会情勢の中で通信環境の向上を図ることが必要であるということで進めているものでありますので、現在のところ、120 メガ以下のサービスは予定をしております。料金的にも新たな 120 メガサービスは現行のきたひろの 30 メガとほぼ同等の額というふうなことで、かなり料金的にも安くなっているというふうなこともございますので、そういう方向で今進めております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

- 15番（大林正行） 次でございますけれども、町内の企業者の方も大容量のサービスを心待ちにしておられると思いますが、どのようなサービスがあるのか、お伺いたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 企業向けのサービスにつきましては、セキュリティーの高い通信サービスでありますV T Nサービスの提供が中心になると考えております。それぞれの企業で使用しているシステムやニーズが異なるため、個別に聞き取りを行いながら、サービスの提供を展開する必要があるかと思っております。
- 議長（濱田芳晴） 大林議員。
- 15番（大林正行） ぜひ、商工会でありますとか企業者の方と話をされまして、やはり喜ばれるようなサービスの提供をお願いしたいと思います。次でございますけれども、F T T H化によりまして高速大容量の情報通信が可能になりますと、I T産業でありますとか国の機関の一部を町内に誘致できるのではないかとこのように思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） このたびのF T T H化事業は、D X推進のための基盤整備と位置づけております。この整備によって、新たな生活様式やビジネスの創造、企業誘致、定住促進など大きな可能性を生み出すことができるというふうに考えております。
- 議長（濱田芳晴） 大林議員。
- 15番（大林正行） 今、私が言ったようなこと、余り考えていらっしゃらないようなことでございますけれども、県のほうもデジタル企業の誘致というのに補助金を出して進めておられますので、ぜひ、その辺も空いた場所等も本町にありますので、ご検討いただけたらというふうに思っております。それと関連しますけれども、この大容量通信とI C T活用していきますと、農林業、観光産業、生活交通、医療、福祉、教育、災害予防など、あらゆる分野の課題解決が可能が高まるというふうに考えますけれども、現時点でどのような活用策を考えていらっしゃるのか、お伺いたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 具体的な活用策につきましては、今後、町民の皆さんや企業と話をしながら詰めてまいりたいとは思っておりますけれども、このデジタル技術の活用により、町や町民の課題を解消し、豊かで住みよい持続可能なまちづくりを進めていくことができると考えております。本町の特性や課題から考えますと、先ほどもお話ありましたが、農林業や地域交通、医療、福祉、学校教育、子育てなどあらゆる分野への活用を考えていく必要があります。現在、広島県が行っている広島サンドボックスというものがありますけれども、これらと連携して、本町にとって有効と考えられるプロジェクトを北広島町を実証フィールドとして実験を進めていく企業や研究機関、これらの誘致に取り組んでいきたいと思っております。
- 議長（濱田芳晴） 大林議員。
- 15番（大林正行） これから町民の意見等聞いて進めていくということでございますけれども、やはり非常に専門的な分野とか課題が何かというのがまず分からないと課題解決にもつながらないというふうに私思いますので、こういったF T T Hによる最新の情報技術でありますとか、A Iを生かして行政の効率化や、先ほど言いましたあらゆる分野の課題解決を目指していくために、デジタルトランスフォーメーション、D Xでございますけれども、この通信本部を立ち

上げたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） D Xの推進でございます。全国的にもこのD Xを進めていく上で、組織体制の構築と専門人材の確保、これらが課題となっております。組織体制の整備につきましては、国や県の動向や支援策等を注視しながら、本町のマネジメント体制の構築でありますとか、外部デジタル人材の有効活用、職員の育成等含めて着実に進めていくよう取り組んでいく計画としております。現在は総務課内にD Xチームを設置し、県のD Xチームと連携を取りながら進めているところであります。今後は、このD Xを少し明確化して組織体制の強化も図ってまいりたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 私もおっしゃるとおりだと思います。今、庁内では専門チーム立ち上げていらっしゃるけれども、今の事業を進めていく上ではそれで十分だと思いますけれども、これからさらなる課題解決に向けて取り組むには、やはり国とか県とか、あるいは民間のそういった専門的な知識人の方も入れていかないと、なかなか、いい器は作ったけれど、中身はないということになってはもったいないと思いますので、ぜひ、先ほど言われましたようなことを推進して、対応可能な組織を立ち上げて取り組んでいただきたいというふうに思います。それでは最後の質問でございますけれども、F T T H化事業の推進によりまして、北広島町の暮らしはどのように変わるのか。また、どのように変えようとされておるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 社会情勢や国からの要請もあり、想定よりも前倒しで、このF T T H化事業を進めてきております。この基盤を活用して北広島町の抱えるいろいろな課題の解決を図っていこうと思っておりますし、次の世代が安心して暮らしていける地域をつくっていきたくと考えております。そのためには先ほど来ありますように、農林業、観光、あるいは地場産業、生活交通、医療、福祉、教育などあらゆる分野で、このF T T H化事業を活用した提案をお示ししたり、あるいは町民の皆さんと議論したり、そういう場を設けながら、町民の皆さんと一緒に、笑顔が見えるスマートシティならぬスマートカントリーの実現に向けた基盤づくりに取り組んでまいりたいと考えております。まだ具体の計画はつくっておりませんが、これからI C Tなどのデジタル化により社会は大きく変化してくると思っております。何もなくても変わっていくものもあるとは思いますが、本町の課題解決に役立つものは積極的に導入し、課題解決を図っていきたくと考えております。先ほども出ておりましたが、いろんな可能性が生まれてくる、サテライト的な部分もあるかも分かりませんが、若者の定住にもつながってくる要素もあると思います。そういったところも総合的に判断しながら、優先順位をつけて進めていきたくと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 現時点で町民の方に、具体的にここがこういうふうになるんでと、非常に夢のあることはまだまだ言えないかも分かりませんが、あらゆる可能性を秘めた事業でございます。そのことをこれから取り組んでいくということでございますので、期待したいと思います。今回の質問は、私にとりまして最後の一般質問となりましたけれども、このF T T H化事業の推進によりまして、本町がさらに住みやすく、住んでよかったと思える町になる

ことを期待して、質問を終わります。

○議長（濱田芳晴） これで大林議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒をさせていただいて、次の中田議員に移らせていただきます。このまま待機してください。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 37分 休憩

午前 11時 38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。次に、14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。さきに通告をしております1点について質問をいたします。高齢者の経済活動参加のシステムをどうするのかというところであります。町長は新年の挨拶、その中で抱負を述べられておりますけれども、行政施策ではやるべきことはたくさんあるわけです。隅から隅まで、生まれてから亡くなるまでいろんなお世話をしていくわけでありまして、広報1月号でも、きたひろネットでも、その中の挨拶ですが、きたひろ学び塾、スポーツをキーワードとした地域づくり、GIGAスクール構想、先ほど質問にありましたFTTH化事業、いずれも本町にとっては重要な事業であります。また、きたひろ学び塾等でありまして後継者の育成事業として重要な事業であることは理解しております。本町の中でも年齢構成の上からしても、50代以上の人口も多く、中でも65歳以上の人口は7000人、昨年12月末の数字でありますけれども、これほどおられます。7000人の中には現職で働いておられる方もいれば、そうでない方もおられる。まだ元気な方も大勢おられるわけでありまして。地域の中で、平日の日中にはありますけれども、おられるのはこうした方々であります。若い方はほとんど仕事に出ておられますので、こうした方々が地域で頑張っておられるわけでありまして。高齢者の施策としていろいろありますけれども、町長の今年の挨拶の中で、元気で頑張っている高齢者、これどうするのか、そういった考え方が見えてこないわけでありまして、今人生100年時代と言われる中で、いかに元気な高齢者でいていただくか、これが課題ではないかと思うわけでありまして。徳島県の上勝町の木の葉っぱビジネス、元気な高齢者をつくって、このことは身体的にも精神衛生的にも非常に優れた施策だと感心しておるわけでありまして。やはりそこには収益が伴う、そうすればますます元気になる。そうした循環でありますから、国民健康保険、あるいはそうしたところのものが安く抑えることができるということでありまして。高齢者の方は、長い人生経験の中で地域資源を活用する技術を持たれており、その技術を地域の活性化につなげ、技術の伝承と農村文化をいかに守っていくのか、そのことは問われているのではなかろうかと思っておりますが、町長の見解をまず伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 本町の高齢者人口は減少傾向にありますけれども、総人口に占める割合は上昇傾向にあります。現在、高齢化率は38%を超えている状況でございます。また一方で少子化が進行し、団塊の世代が仕事を離れていく中で、労働力の人口の減少が懸念をされてお

るところでございます。こうした状況の中、高齢者が地域社会において自立した生活を営む上で高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、ボランティア活動や就労活動を通じて地域社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技術など多様な能力を發揮し、社会貢献できる場を提供することが重要であると考えております。その一例としまして、シルバー人材センターにおきまして、地域の日常生活に密着した就労機会を提供することが高齢者の社会参加を促進し、生きがい活動の充実や健康の保持増進につながり、ひいては地域社会の活性化につながっていくと考えております。また、老人クラブ活動におきましては、仲間づくりや生きがいづくり、健康づくり、世代間交流をはじめとした地域行事への参加など、様々な活動を通じて自らの生きがいはもちろん、明るく活力ある高齢者社会、地域社会を創造する上で大きな役割を果たしておられます。高齢者がこれまで培われてきた経験や技術を發揮できる場、高齢者が生き生きと活動できる場を確保するため、町としましては引き続きそうした関係機関、団体と連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今の福祉課長の答弁を整理しますと、高齢者の方も地域へ出ていくと。そのことによって、いろいろな刺激を受けてまいります。人と会う、話をする、いろんな情報を得ると、そういったことの中で、刺激を受ければ脳からいいホルモンが出る、そのことがまた明日の活力につながってくるわけでありまして。ここで、じゃあどうするのかという話なんです。これは収益を伴うことになってくればシルバーがあるじゃないかということになります。シルバーへ行けば、そこに仕事がある。多いか少ないか分かりませんが、どれぐらいの収益があるのか。私はちょっと、そのところはなかなか勉強してないんで分かりませんが、やはり収益を伴う事業、これは徳島県の上勝町にもシルバー人材センターはあると思うんですよ。そうではなくて、そういう仕事以外のことで、木の葉っぱビジネス、このことがやはり今の農村技術、農村文化、こういったものをどう継承していくのか、それを収益事業にどうつなげていくのか。このことは各地域の中で高齢者の方々が既に趣味としてやっておられる、そうした事業を体系化していくことはできないのかどうか。これは福祉課の範疇を越えた問題かもしれないけれども、かつて、合併前の千代田町時代、ほかの3町にもあったかもしれないけれども、集落ごとに営農組合、これを組織して、そこに補助金を交付して、集落ごとに、営農組合ごとに共同作業をやってきた。あるいは、ほかの事業もやられたかもしれないけれども、このことは、消費者団体との交流とか、そういったことについて一定の成果は上げてきたわけでありまして。現在では、営農組合から、営農組合存続しているところもあるかもしれないけれども、農業生産法人へと発展をしております。しかし、農業生産法人として成功しているところもあるかもしれないけれども、生産法人も発足当初から見れば、既に高齢化してきて、構成員の圃場を管理するだけに、生産管理するだけにとどまっているのではなかろうか。そうすると、そこで冬場の仕事がないと。冬場は自宅でいろんなことをしておられるのであります。そうした冬場の仕事をどうつくっていくのか、夏場の仕事と併せながら、そうしていくと、通年的にそこに収益事業が発生してくるわけでありまして。じゃあ、冬場の仕事何をするのかと、こういったことも考えながら、やはり高齢者の方々が実際生産法人でもそうなんです、オペレーターの方というか、65歳以上70代の方も結構多いわけでありまして。わしはもうそれでいいよと言われる方がいるかもしれませんが、元気な方をどう収益事業に結びつけていくのか。こうしたシステム、福祉課も農林課も、いろんな課がアイデアを出しながら施策体系をつくってい

く。このことが重要ではないかと思うわけではありますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 高齢者を含めまして、町内には様々な技術をお持ちの方が多数おられます。それらの伝統技術を継承していくとともに、その能力を生かしていただき、活躍の場を設けていくと。そして生き生きとした生活をしていただくことは重要であるというふうに考えております。年間を通じての仕事、冬場、夏は農業、そして冬場はどうつくっていくのかということをございますけれども、現在、観光面において、そういった高齢者の技術であるとか、そういった部分を体験メニューとして提供させていただいております。具体的な例といたしましては、かんじきを作る体験、それからしめ縄づくり、そういったわら細工であります。それから郷土料理、染め物、神楽体験、神楽面づくりなど、そういった体験メニューを修学旅行、それから一般の方を含めて提供して、そういった生きがいづくりであるとか、そういった収入、経済につながるものを提供しているという状況でございます。

○議長（濱田芳晴） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今、まちづくり推進課長のほうからありましたが、やはり重要であると。培われた技術、これをいかに絶やさずに次に伝承していくかと。課長は、観光面から捉えられました。それは収益事業に関することでもありますから、かんじきをつくると言われましたね。かんじき、千代田地域でかんじきを履くことはないかもしれません。芸北地域ではあるかもしれません。そうした技術、かんじき、これは冬場に日常生活の中で使ってるかどうか、使ってる方があるかもしれません。しかし、そうした技術をなぜ次に伝承しなければならないか。農村文化なんですね。これはインテリアとして活用できるものではないかと思っております。前にもこうした質問いたしました。芸北、雪靴、わらで作った。そうした技術はまだ残っているのではないかと思うわけです。あるいは棧俵、私たちの小さい頃には、何とか見よう見まねでやったような記憶もあるんです、あるいはわらじとか、そうしたもの。今ではもう作ることはできません。80代の高齢者の中には、そうした技術をお持ちの方があるかもしれません。こうしたものを実際家の中でわらじ、布を混ぜたようなわらじを履いている方もおられるようです、健康のためにいいということで。ただ、わらで作った雪靴、棧俵、こうしたものは観光面で道の駅等へ展示しておけば売れるのではないかと思う。そうしたことを収益事業につなげれば、売ればますます元気が出て、もっと作ってみよう。これが売れるんなら私もやってみよう、そういったことを体系的に組織化できないものかどうか、一つ、今のはわらじとかかんじきとかということで申し上げました。本町には森林資源、先ほど亀岡議員の質問にもありました。森林資源をどう活用していくのか。私も山は宝の山だと思っております。いっぱいいっぱいある資源がある。ただ、山の木が安いと。これは伐採して市場へ出せば、戦後植栽した木は50年、こうした木はたくさんありますが、放置されずに付加価値があまりないと。しかしその中で光るものはあるんです、私ども山が好きですから山へ行きます。山へ行って枝打ちもし、そして間伐もし、最近はなかなかちょっと行けてないんですが、クマがいるから怖いという側面があります。しかしその中で、その資源をいかに見つけ出していくのかと。伐採した後の使えない木、製品にならない木は放置されたままになっております。先ほどありました35年生以上のものは搬出をして、製品にするという話がありましたけども、ごく小さい2反、3反の山を間伐しても、ほとんど放置されたままです。そうした木を使って何とかできないものか。ある人は、そうしたものを使ってうまく加工して作っておられます。そうした技術が私

も習いたいんですが、なかなか習う暇がない。あるいは木の角木を加工されたり、工場生産と違って二つと同じ物が無いわけでありますから、それと生産ラインに乗っかって大量生産できるものでもない。少量多品目の世界をいかにして作っていくか。これを体系化すべきではないかと思うわけであります。亀岡議員の質問の中には、地域資源の活用ということはありませんでしたが、細かく掘り下げて、どう資源を活用するかということについて掘り下げた質問なかったようでありますけれども、こうしたことを手がけていくべきではないか。スポーツをキーワードとした地域づくりとかありますけれども、これも収益事業につなげていけばという話でありましたけれども、地域資源を活用した事業を体系化して収益事業につなげていく。そうすれば、ますます元気な高齢者は増えてくるはずであります。手先も動かす、人との交流もある、そして考えなければならぬ、肉体的にも精神的にもプラス面ばかりなんです。こうしたことを考えていくつもりはありませんか。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 北広島町の資源、いろいろなものがあると思っております。今議員指摘の農村文化等、非常に貴重な財産、資源であると思っております。先ほども担当、まちづくり推進課の課長が申しあげましたけれども、スポーツをキーワードとした活性化という中にもそういう要素は入れておまして、観光事業とセットにした形で北広島町の資源をしっかりPRしていこうという考え方です。豊かな自然であったり、そうした文化であったり、伝統芸能等もあると思っておりますし、いろいろなもの、要素はあると思っております。まずは、高齢者の方もですが、若い人もですが、高齢者の方も元気で過ごしていただくというのが大前提になろうと思っておりますので、元気づくり体操はじめ体を動かす、皆さんと一緒に集まって話をする、こういったことも非常に重要なことでありましょうし、それがまた経済活動につながっていくような仕組みができれば、この上ないというふうには思っております。いずれにしても、そういった北広島町の資源をしっかりPRして、経済に結びつけられるような仕組みを模索はしていきたいと考えておるところであります。

○議長（濱田芳晴） 中田議員。

○14番（中田節雄） 町長から今答弁いただきましたけれども、農村文化ということについては、非常に貴重な財産であるということであります。かつて営農組合、そうしたところで活動する中で特産品をとということで、いろいろ話をし、また、実際手がけられたところもあるようでありますけれども、あまりそうした大きな成果は期待できてない。新たなそうした特産を作ろうと、なかなかこれは生みの苦しみといいますか、大変な苦勞が要るわけであります。しかしながら、今ある地域資源を現に活用しておられる方があると。これは無理せんでも、そこでもうあるんです。その一つ一つをどう結びつけてリンクしていくのかと。そのことは体系化する。現にかんじきであるとか、棧俵であるとか雪靴。こうしたものは無理をせんでも、今はまだその技術は残ってるし、生産される方もある、わらじにしても無理してやられているわけじゃないんです。無理をして特産を作ろうとかいうことではなくて、今の高齢者がもっている技術、このことはまだあるんです。文化として伝えられている。農村文化として。これ次に継承していく意味もある。いずれ廃れますよ。なぜかという、収益事業につながってないから。それを収益があるとなると、また頑張るやろうと。生産法人は冬場に仕事がない。冬場の仕事にかんじきを作ろう、わらじを作ろう、雪靴を作ろうということになれば収益事業になっていくんです。総トータルとしてそうしたことを体系化しなければ、農村文化は廃れてしまいます。これから

は、農村文化というのは一つのキーワードになると私は考えております。先ほど町長答弁あったように、高齢者の方々、元気づくり事業であるとかそういったことに集まって、やはり元気を出すということも一つの方法であります。私もそうした元気づくり事業、議会がないときには、週に2日ほど参加しております。しかしこれも人数が減ってくる。そうすると集まる機会がなくなる。やはり地域における高齢者が元気で、そして笑顔でいること、元気で暮らしていること、これが本当のすばらしいまちづくりにつながるものだと思ってるんです。そうしたところで、ぜひとも今の行政、職員も非常に仕事量が増えて大変な時期ではあります。しかし7000人からいる高齢者をいかに活用していくのか、このことがまちづくりの基本にかかってくるのではなからうかと思っております。それは子育ても大事ですよ。いろんなことも皆大事なんです。このことについて、いま一度考え方を伺います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 多くの高齢者の方が生き生きと活動していただくと。そういったことは非常に大切でございますし、農村文化を後世に伝えていく、そしてそれが経済にも寄与すると。そういったシステムをつくり上げていく、そういった地域づくりを進めていくということは非常に大切なことであるというふうに思います。議員おっしゃっておられます様々な高齢者といいますが、地域の文化を伝えていく一つの方法といたしましては、各地域づくりセンターにおきまして、隣の達人に教えてもらおうというふうな取組を数年前からさせていただいております。この講座は、各地域づくりセンターを巡回をしながら、高齢者を含めて地域の様々な技術を学んでいただくというふうな形で進めてきております。そういった中で、経済活動につながるような取組に発展をさせていければというふうに思います。新たに建設をいたします、4月にオープンをいたしますまちづくりセンター、そちらのほうは全体のコーディネートを図っていき、人づくり、そして地域づくりを進めていくこととしておりますので、経済活性化、それから人の元気づくり、そういったところも含めまして、総合的に取組をして、農村文化、そして経済、そういった部分をしっかりと取組をさせていただきたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） 中田議員。

○14番（中田節雄） そのとおりですね。いろんな技術を持っておられる方はたくさんおられるんですが、極めて情報が少ない、地域の中でおられるだけで、本町の中でどういった方々が自分と似たような趣味を持ってやっておられるか、そういう情報が少ないわけです。そのために組織化していったほうがいいんではなからうかと。組織化することに嫌う方もおられるでしょう。それは考え方は多種多様でありますから、しかし思いを同じくする人が、じゃあ行ってみよう、ここに参加してみようということになれば交流が生まれる、そして新しい情報も入ってくる。そして趣味の範疇から脱却できて収益事業につながっていくということになればベターな話であります。悲しいかな、今コロナ禍の中でいろんなイベントも中止、発表する機会がなかなかないわけでありまして。しかし体系化できれば、コロナ禍が収まれば、収束すれば、またイベントも再開できる、そうした場所で、そういうものを引っ張り出して、皆さんの前に見ていただくこと、このことが重要ではないかと思うわけでありまして。また本町の中には道の駅、直販所、こういったものも多数あるわけですから、そういったところへも展示をし、出品をし、出品をすれば、またその作品、製品に対していろんな情報が入ってまいります。ここはこうしたほうがいい、ああしたほうがいいと。そうした情報を集めながら、さらにそのものを高めて

いく、ぜひとも高齢者がそうした地域社会へまだまだ参加をしていく、そして収益事業をしていく、そうなれば地域に住む高齢者の方々がますます元気になり、先ほど町長答弁にあったように、笑顔でいれると。こうした町をつくっていくことがこれからの本町の課題ではなかろうかと思っております。やはり、まちづくりというのは人づくりなんです。人が元気で地域社会で活動している。ぜひともこうした町をつくっていく。行政全体の中で、これは考えていくべきだろうと思います。福祉課長も、そしてまちづくり推進課長も、商工観光課長も、農林課長も知恵を出し合って、何ができるんか。高齢者をいかに社会参加させていくのか。そこをもっともって考えていただきたい。一般質問もこれがもう最後の質問になるかと思えますけども、そうした元気なまちづくりを目指して、行政全体として取り組んでいただくことを申し添えて、私の質問は終わります。

○議長（濱田芳晴） これで中田議員の質問を終わります。暫時休憩します。1時10分より再開をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 10分 休憩

午後 1時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。次に、1番、湊議員。

○1番（湊 俊文） 1番、湊 俊文です。さきに通告しております行政の諸課題について、1番、過疎債について、2番、地方分権改革に関する自治体からの提案について、3番目、行政サービスについての3項目について質問をいたします。まず最初に、過疎債について質問をいたします。過疎地域自立促進特別措置法が今年3月末、今年度で終わりを迎えます。新法制定について与党で論議されていますが、今回の武田総務大臣の発言、過疎法に対する自治体のモラルハザードが一部起きていると。この発言は歴代総務大臣の発言としては自治体の努力に対していかななものかと、眉をしかめるものがあります。いずれにしろ特別措置法の期限が3月末であります。まず、4月以降、新法では、北広島町が過疎地域指定要件に当たるのかどうか、ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 現行の法律が今年度末に期限を迎えるに当たり、新法の制定に向けて過疎対策特別委員会が検討していた過疎地域の新たな要件の内容がまとまり、あくまでも見通しとしてですが、本町は、新法においても町全体で過疎地域指定要件に当てはまると考えております。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊 俊文） ということは、2番目の質問になるんですけど、過疎債は使えるという認識でよろしゅうございましょうか。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

- 財政政策課長（植田優香） 新法制定後、正式に過疎地域として指定された場合、過疎計画等に記載されている事業については、過疎対策事業債の活用が可能でございます。
- 議長（濱田芳晴） 湊議員。
- 1番（湊 俊文） 了解しました。3番目に用意しとったんですが、一応過疎債が使用できるということでございますので、省かせていただきます。過疎債終わりました、次に、地方分権改革に関する質問をいたします。国の地方分権改革において、自治体から法の改善、制度規制の緩和等の意見や提案を受け付ける制度が国にございますが、これをご存じでございましょうか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 提案募集制度は、地域の課題を解決するため、地方分権改革に関する提案を地方から出していく制度であります。この制度があるということは承知をしております。
- 議長（濱田芳晴） 湊議員。
- 1番（湊 俊文） ご存じいただいているということですが、この制度は、内閣府地方分権改革推進室では、地方自治体からの提案、応募を受けて、地方自治体への事務権限の移譲、義務づけ、枠づけの見直しを推進する制度であります。それにより、法律改正事項については、法案として国会に提出をされます。ただ、提案応募したから即座にできるというものではございません。地方自治体、基礎自治体がですね、仕事上、これを変えたら、この支障をなくしたら、自分たちの仕事がスムーズにいくんだと。そう思ったときに、その疑問を国に投げかけてみる制度でございます。この制度は、改革推進室の担当者とコミュニケーションを密に図り、県を巻き込んで障壁を変えるシステムであります。それが地方分権改革推進室であり、それが内閣府にございます。昨年、令和2年度に地方自治体からの提案ですが、提案の趣旨を踏まえて対応した件数が142件、現行規定で対応可能と判断されたのが15件、実現できなかった件数として11件が上げられ、合計168件ございました。北広島町で仕事上の疑問があり、これを制度に基づき提案として一石を投じたことがあるかどうか、お聞きしてみたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） これまで北広島町が独自で提案したものはございません。
- 議長（濱田芳晴） 湊議員。
- 1番（湊 俊文） 仕事上の疑問が生じて、先ほど言いましたように、この支障がなければ、この制度とか項目がなければ仕事がスムーズにいくんだなということがございましたら、ぜひとも国のほうにそういう提案を上げていただきたいというふうに思います。次に、行政サービスについてお聞きします。役場の窓口に来られた方への笑顔での挨拶、対応が欠けているとの指摘を受けます。また、町民から町に対して、今やインターネットやいろんな媒体を利用したり、または直接窓口に来て意見や要望をされていると思います。お客様の声として、その場で回答できないものは早めに回答してほしいと。意見や要望した者がしびれを切らせて町に連絡するようでは、良質な行政サービスとは言えないのではないだろうか、そういった声を耳にいたします。また最近、職員の認識不足等で新聞紙上ににぎわしております土壌汚染に関する事件等がございます。行政ではあってはならないことだと認識をしております。私は以前、町民憲章は掲げておられますけど、職員の行動理念を策定してはどうかと提言をさせていただきました。前向きな検討はされておりますでしょうか。お伺いをいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 職員の行動理念につきましては、北広島町人材育成基本方針において、

目指すべき職員像を明確にし、また、北広島町まちづくり基本条例において町職員の責務を、北広島町職員倫理要綱においては、職員としての基本的な心構えなどを明記をしております。これらを行行動理念として整理をするということにつきましては、住民の皆さんに理解していただくことや、職員自身が意識を持つ上で有効な手法の一つであると考えているのは、以前お答えをしたとおりでございます。これらを受けて、職員の意識の向上など、効果のある取組となるような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊 俊文） 私は再度お聞きしたのは、特別といいますか、特定なそういう行動理念の施策をしてはどうかという思いで質問をさせていただきました。この機会ですので、もう一度私の私案でございますが、前回の私案でございますが、一読させていただきたいと思っております。私たちの価値観と行動指針、1、私たちは北広島町を愛し、自分の仕事に誇りと責任を持ちます。2、私たちは、挨拶を忘れず、公務員として公正・公平、誠実に行動します。3、私たちは、住民起点でコスト意識とスピード感覚で成果を追求します。4、私たちは、自己研鑽し、飽くなきチャレンジ精神と向上心を持ち続けます。5、私たちは住民と信頼関係を築くため、積極的に意見を聞き、情報を発信します。6、私たちは、職員相互に連携し、支え合い、風通しのよい組織を目指します。以上であります。これは、今後、多様化する社会に適応させる意味でも、行政マンの行政サービスにおけるバイブルであるというふうに考えております。職員の皆さんは、ぜひとも関心、探究心を持って、日常の業務に励んでいただきたいのであります。そういう意味で、特定の職員の行動理念の策定について、再度お聞きをしてみたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 職員の行動指針につきましては、先ほど申しあげました基本方針等に掲げておりますので、これを整理して文言にするということはある程度できるかとは思いますが、この考え方を職員全てに共有して、その価値観も共有し、どう行動していくのかというところが大切になってこようかと思っております。そういうところを含めて、職員全体でこのものを共有できる場をもってつくっていくことが大事であろうと思っておりますので、そういう過程を踏まえながらつくっていきたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊 俊文） 総務課長の説明で、ほぼ分かるんでございますが、やはりそういう私の思いは、特定の職員行動によると。仕事に対してのそういう指針を策定していただけたらなというふうに思っております。最後に、人事について質問をさせていただきます。現在、人事評価、本人の身上書等を加味した来年度人事の最終調整の時期と思われれます。広島県、広島市等の人事交流は、活性化のためにも大事であるというふうに考えておりますが、私が議員になって人事に感ずることが一つございます。人事交流で派遣及び出向して帰ってきた職員の人事であります。帰ってきた職員が必ずしも適材適所への人事がなされていないような気がします。当然、職員の力量が発揮されていないような感じもいたします。派遣及び出向した先の所属職種の勉強や、県や市との職員同士の人間関係は、本人にとっても町にとっても宝、財産であります。派遣出向中に培ってきた勉強、人間関係が生かされた人事配置、人材を育成する職員を財産と見る意味でも、ぜひとも派遣及び出向した経験を生かした人事策定をしていただきたいと思います。派遣及び出向の帰ってきた職員の人事策定の考えについてお伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 派遣、出向した職員への扱い、人材育成の考え方につきましては、先ほどの人材育成基本方針の中にも掲げているところでございます。派遣した職員は、派遣先の業務経験にとどまらず、幅広い人間関係も築いて帰ってまいります。帰庁後は、派遣先で経験した業務に関連する部署への配属を基本としております。また将来に向けて、その経験や能力、ネットワークを本町の組織に生かすことも必要であると考えております。この派遣につきましては、目的を持って行っておりますので、派遣後は、その目的に合った適材適所の配置を行っているところでございます。

○議長（濱田芳晴） 湊議員。

○1番（湊 俊文） 派遣は目的を持ってということでございますので、2年間、3年間、県、市のほうへ、いわゆる人事交流でございますので、行きっ放しではなしに、やっぱり県のほうからも、市のほうからも人材を頂いて、それで町を活性化するというのが一つの目的だろうと思えます。中におきましては、そういう人事策定のお考えをお聞きしましたが、人事管理上重要なのは、今現在行われております人事評価、上申という制度がございます。それに基づいて適材適所の人材策定をしていただきたいということを最後に申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（濱田芳晴） これで湊議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行わせていただきます。このままお待ちください。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 33分 休憩

午後 1時 34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開させていただきます。次に、13番、伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤 淳です。私の祖父と父は、40年以上前から土木業を営んでおりました。そういう中でいくと、実際に地域作業の際に、あんたのじいさん、父さん、これつくったんでとよく言われます。そのような家業の中で、道路をつくり、橋をかけ、上下水の管を埋め、林道を切り開き、田畑を整理し、高速道路まで手がけさせてもらいました。しかし現在、人口が減る時代となって、どんどんつくるという上向き志向のみでよかった時代は去りました。つくる時代から維持が難しい時代となりました。本町の子供たちの未来を考えながら質問いたします。以前にも聞いた点もありますが、次のとおり質問します。各種インフラ整備における年間平均の更新割合をお聞きします。まず、町道の総延長距離と年間平均の更新または修繕の割合をお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 町道の総延長距離は、約875キロメートルです。改良事業につきましては、年間平均2億円程度、維持補修では6600万円程度の規模で実施をしております。改良事業につきまして、道路整備計画前期の路線数の実績で申し上げますと、完成が約2%、

一部完成と着手済み合わせて約45%、未着手が約33%となっております。補修についてですが、町道については、橋梁やトンネルなどの重要構造物を除いて長寿命化のための個別施設計画は策定をしておりません。距離に換算できない工種もございますし、緊急性や必要性及び財政的なものも含め、対象とする距離や施設を定めておりませんので、お示しすることができません。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 後にどれぐらい必要なのか、今数字をいろいろ言われたのですが、実際にその数字をもとにどれぐらい更新が必要なのかというのは分かりにくい点がありましたので、その点は後にお聞きいたします。もう3つ同じようにお聞きいたします。年間平均の更新割合等です。次に聞くのが橋梁の総数と、年間平均の更新、または修繕の割合です。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 町道の橋梁数は656です。橋梁については、個別施設計画を策定しておりまして、令和4年度までの5か年で、34橋に着手する計画でございます。令和2年度末見込みで12橋に着手をしており、着手率35%です。これまでの通算の修繕実施状況ですが、健全度Ⅲで、早期に修繕が必要な橋は109あり、そのうち修繕に着手した数が19ですので、着手率は約17%となっております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 次にお聞きするのは上水と下水、それぞれの総延長距離と年間平均の更新または修繕の割合です。

○議長（濱田芳晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 上水と下水のそれぞれの総延長距離と修繕の割合でございますが、上水道につきましては354キロ、それから集落排水事業含めました下水道事業の管路につきましては258キロとなっております。更新でございますが、水道事業は年間約3000万円程度の規模で継続的に実施をしているところでございます。下水道管につきましては、まだ更新が必要な耐用年数を迎えておりませんので、まだ更新ということにはなっておりません。ただ、下水の処理場におきましては、機械電気設備の長寿命化を現在のところ交付金を活用しながら、平成26年度から継続的に実施しております。令和元年度の決算では約3000万円ということで事業を実施いたしました。修繕でございますが、令和元年度決算で水道事業が約2500万円、下水道等につきましては2700万円の拠出をしております。更新と修繕の割合ということではございますが、まだストックマネジメント等全ての条件がそろっておりませんので、毎年、耐用年数を到来により水道なんかは変わってまいります。緊急性や必要性及び財政的なものも含め、対象とする施設を現在のところ、まだ計画的な定めをしておりませんので、お示しすることができません。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 次に、地籍調査における未実施面積等、年間平均の実施面積をお聞きします。

○議長（濱田芳晴） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 国土調査の未実施面積につきまして、令和2年度3月末現在の状況を申し上げます。北広島町の面積646.2平方キロメートルのうち国土調査の未実施面積は、耕地部未国調地と山林部を合わせて約151平方キロメートルです。また、年間平均の実施面積

につきましては直近5年間の平均で約1平方キロメートルでございます。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 今のペースでいくと、それぞれ更新するのに何年必要かというのが次の質問ではございますけども、今の数字、なかなかいろいろな数字を言われると分からない点もございまして、まず、分かりやすいものでいくと地籍調査、残り151、最近5年間の平均で1平方、これで行くと、単純計算で行くと150年、ほかの町道、橋梁、上下水、このような計算はできないというのも説明の中にありました。個別施設計画があるなしもあり、また、更新時期が来ていない下水等もありではあるんですけども、分かりやすくということで聞ければと思います。町道、橋梁、上下水、地籍調査、それぞれ更新する際に、今来てないものも含まれるかもしれませんが、それぞれ更新するのに、およそ何年必要かというのが分かりやすい数字があればと思います。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 町道にせよ、橋梁にせよ、更新にかかる期間という考え方は若干なじまないと思っております。保全の必要性がある限り、維持補修をしながら長寿命化を図っていく必要がありますし、経年劣化をしていくものでございますので、更新を終了するという事は想定をしております。ただ、個別施設計画の策定をしている橋梁にあつては、道路法で義務づけられた5年に一度の定期点検で健全度を確認しております。国の方針では、次回点検までに、すなわち5年以内に健全度Ⅲを解消するように求められております。しかし実際には、主に財政的な理由によりまして、そのようにはなっておりません。

○議長（濱田芳晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 下水道につきましても町道等と同じような考え方になろうかと思っております。先ほど上水につきましては354キロということでございますので、単純に申しましても、1キロやっても354年かかるというような、単純に考えればそういう計算になろうかと思っておりますが、そもそも長寿命化計画というものは耐用年数が来たらすぐやるという話ではなくて、いろいろな諸条件を加味しながら、更新費用の平準化もしなければならぬということでございますので、基本的には、その事業を運営している以上は更新というものはずっと続くというように考えております。

○議長（濱田芳晴） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 地籍調査でございます。地籍調査の未調査面積につきましては、先ほど答弁しましたとおりですけども、1年間の調査面積が約1平方キロメートル程度のみでは終了時期が見込めない状況になります。以上です。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 今の話を少し私なりにかみ砕いて、改めて言葉にしますと、町道、橋梁、傷み具合でいくと、経年劣化もどんどんしていく中でいくと、更新が何年かかるというのは計算できない。これは理解できます。その上で、例えば橋梁でいきますと、レベルⅢ、修繕が必要な橋梁が109のうち、現在19橋直していると、17%。これは5年以内に直さなきゃいけないというと、かなり厳しい数字だなと思っております。上下水、こちらのほうも、上水の話で分かりやすく例えると、354キロあるうち、例えば1キロ、結構な距離になると思うんですが、1キロ直したとしたら354年というような数字になってしまう。更新するしないで言うと、長寿命化計画としては、その視点ではないのでということも理解できます。

地籍調査も同様で、じゃあ調査して、立会したら終わりなのかではなくて、それを書類にまとめ、かつ申請をして、地権者の人の同意も得なきゃいけない等々でいくと、なかなか進みにくいものもあると思います。そうすると、150年とか350年という中で更新していったら、そのペースのままでいくと、どうやっても更新が間に合わないというように私は思います。350年してまだ残りの、長いスパンの350年、もしくは150年というのを見たときに、そのときにほかに更新するものはない状態なのかといったら、多分ほかの管は、例えば上下水の管は350年持つものはなかなかないとは思いますが、道路も傷み具合はそれぞれ違いますが、なかなか350年持つような、150年でも100年でもいいですけども、なかなか維持できないかなと思ってます。こういう例、私のほうでは4つ、今日出したんですけども、ほかにも似たような事例として、更新する速度が追いつかないようなものはあるんでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 建設課で申し上げますと、町営住宅なども更新が追いつかないものの一つと考えられます。これについては、北広島町町営住宅等長寿命化計画を作成しておりますけれども、そうそう建て替えを進めていくことは困難であり、需要と供給のバランスを考慮しつつ、民間アパートの借上げなど、みなし公営住宅の手法も取り入れるように検討しておるところでございます。そのほか建設課以外で所管する公共施設等も更新速度が追いつかない施設は多分にあると考えております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） 実際あると思います。今回の質問にはないですが、田畑の畦畔管理、圃場整備をして40年以上たつところもある。もう畦畔がなかなかいけんのというようなところもあつたりすると思います。ほかにも、今の建設でいくと河川に関する部分、護岸や浚渫等もいろいろ意見が要望があるとは思いますが。ほかにも各課それぞれあるとは思いますが。ですが、これをそのままにしているわけではないと思います。長年にわたりこのように懸案になっている問題があると思いますが、改修に向けて有効な手だてというのを、全てについて答えろというわけではございませんが、どのような方針でやっていくのかというのをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 更新の終了は想定していないと申しあげましたけども、同様に解消するというのも大変難しい定義であると思っております。ただ、議員ご指摘のように、負の遺産を少しでも軽減していく方向で考えるとすれば、要補修リストのうち補修済みを増やしていくか、要補修する分母を減らしていくかしかないと考えております。補修済みを増やしていくには維持補修にこれまで以上に多額の予算確保を図る必要があり、膨大なストックがある本町ではなかなか大変な困難な問題、課題であると捉えております。維持補修予算の確保がままならない中、橋梁を例に挙げますと、できるだけ直営点検の数を増やしていくことで外注費用を軽減し、維持補修に回せる予算を捻出することが少なからず有効ではないかと考えております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） とても重い質問をいたしました。ほかにも知っている限りでいきますと、地籍調査、150年という数字にはしましたけども、当時を知る人が少なくなっている中、山を知らない方がかなり増えました。私自身も自分ちの持っている山がどこか、明確な線を知ることができない状態です。聞きはするけども、なかなか入ることができないというところもあると思います。ほかにも地域によっては、いわゆる分け山ですね。地権者全員で分けていくと、

山を。というような形のものもあつたりします。ほかにも町道という部分でいきますと、農道と町道の違いがなかなか区別ついてないと、ここは農道だよ、自分ところで直さなきゃというものもあつたりすると思います。ほかにも橋梁、上下水等々もあるんですが、重いことを聞いてはいるんですが、正直なところ、今すぐやれというわけでは全くございません。このようななかなか追いつかない更新速度、インフラは必ず必要です。ただ、全て必要という中でいくと、先ほど建設課が申されたように、補修、維持等々考えると、実情を的確に認識してというのが必要かと思えます。その認識が的確に認識できれば、立ち向かっていくものになると思います。立ち向かってそのような課題を解決する、維持するというのが必要になると思います。将来、子供たちに残すものは負の遺産ではなく、北広島町に住みたいと感じられる資産であるべきだと私は考えます。全て解消できずとも解消する手だてを整理しなければならない。町民全体の協力も大いに必要になってくる。この点がすごく重要かと思えます。先ほどの地籍、山に入る人が少なくなった。ちょっと地域のことを知ろうという人が増え、山に入るという人が増えれば、地域の協力になり地籍調査が進むかもしれません。町道や橋梁に関してでいくと、この道はなかなか傷んでいるが、使わなくても何とかなるのではないかとといったものもあるかもしれません。これは先ほど言われた町営住宅、みなし町営住宅というような形で、地域もしくは町全体として維持できる、制度を維持できるようにというふうに考えると、必ず町営住宅が必要かという、みなし町営住宅でいいのではないかと思います。そのようなときにちょっと考えてみていただきたいのは、誰でもいいです、誰か子供の顔を思い浮かべてください。心に思い浮かぶ子供たちの未来のためにと考えて、覚悟を決めて、このような課題に対して立ち向かう、実行していかなければならないことがあると思います。質問になります。用途廃止する設備、インフラ等を決め、検討、協議、公表を早急にしていかなければならないのではないかと。これをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 少子高齢化、人口減少社会を迎え、今ある施設を全て維持管理し、長寿命化していくことは不可能であると考えております。高度経済成長期に数多くつくられた施設は、今後急速に老朽化してまいります。議員ご指摘のように、用途廃止も視野に入れて検討していくことは必要なことだと考えます。全てのものについて、検討、協議、公表までを行っていくことは困難であると考えています。橋梁を例に例えると、修繕しない橋とまでは位置づけられないかもしれませんが、その前段として、迂回路がない、電気通信や上下水道などのライフラインが添架されているなどのランクづけによりまして、修繕の優先順位を高めるようにしております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） そのとおりかと思えます。橋の話がありましたが、道も同様かと思えます。自分の家から大きな道に出るまで、例えば1分早いこの道順がなくなる、それはいただけないから、少々考えてくれないかという要望も出てくるものだろうと思います。用途廃止を考えたとき。ただ、私は道がいっぱいあるより、まず出られる道が、大きな道に出られる道があればいい、そのかわり子供たちにお金をかけるべきと私は思います。そのように方針が全体としてなされるのであれば、とても私としてはうれしいんですけども。ただ、そういうふうにする施設、使わないインフラを決めていくというのはとても重い決断が必要です。ただ、その段階に来ているとも考えます。これで最後の質問になるかもしれませんが、町長の所見を伺いたい

す。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） かなり重いテーマではありますが、これから将来に向けて人口減少時代を生き抜いていく、持続可能なまちづくりを考えていくときには、ある意味避けて通れない課題でもあるというふうに思っています。そうは言いましても、全て割り切れるかということ、なかなか割り切れないところも現実問題あると思います。そういうところもこういった時代が変わってきているところも理解していただきながら、できる範囲で進めていくしかないのかなというふうに思っています。いずれにしても、これらは町としても大きな課題でありますし、町民の皆さんとも一緒に考えていかなければならない課題であると思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤 淳） できる限り、なかなか難しい言葉ではあるんですけども、そのとおりにかと思えます。このように、今いろいろと話をしましたが、結局行政だけがやるのではなくて、地域住民の協力なくしてはなかなか進まないことかと思えます。そのためには、今言ったような現状を正しく認識していただいて、じゃあここはしょうがないかと割り切るところも理解していただく。そのような協力なくしては今の町はなかなか維持できないかと思えます。実際1700余りの自治体の中で、うちは128位の面積を誇り、かなり広い町になっております。かつ人口が減る中でいくと、行政だけではなく地域住民、それ以外の力も必要かもしれません。そのような形で、北広島町が維持していく形を何度も何度も協議、検討を重ねて、正しい認識において、今後の北広島町の子供たちを考えていっていただきたいです。私の質問はこれで、以上になります。

○議長（濱田芳晴） これで伊藤議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日5日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 03分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~